## 過労死防止活動と長時間労働改善の展望

柏原 英人(過労死防止大阪センター事務局長)

過労死防止大阪センターで事務局長をしています柏原です。よろしくお願いいたします。 私は過労死防止大阪センター、準備会を含めて1年半あまりの活動でありますが、この 活動の中で、やはり過労死の防止運動が大きく前進してきているし、日本で、日本から過 労死を無くせるということに、私自身は確信を持っています。そういう意味で過労死防止 の運動が広がる、私は長時間労働改善の展望というように書いてありますが、それは当然、 過労死を無くすということは、この間皆さんがお話されているように、企業は労働者の労 働時間をきっちり把握し、残業の上限規制 45 時間以下だというように思いますが、当然、 上限規制も行う。インターバル規制も行う。休暇の取得推進もするというふうになってい くことになります。それがなければ過労死は無くならないわけでありますから、私はこの 過労死防止法ができて、過労死防止の取り組みを進めていくことが日本における長時間労 働を、まさに改善にしていくことになるんだと、その展望がここにあるんだというふうに、 私は思っています。

過労死防止大阪センターは一昨年の、過労死防止法の成立を受けて、全国センターが組織されていくということがありまして、大阪でもセンターを作ろうということで、一昨年の9月12日に結成準備会をスタートいたしました。この間、4回のシンポジウムを行いました。大阪労働局、大阪府とも2回の懇談会。あるいは関西大学、立命館大学で啓発講座。日本産業衛生学会の地域シンポジウムにパネリスト参加。あるいは昨年の11月には、大阪の大学・高校、333校ありますが、過労死防止の啓発講座提案書を送っています。残念ながら今のところ反応はありませんが、これから過労死防止法に基づく高校・大学への啓発講座がスタートしますので、私はまた大きな取り組みができるのではないかというふうに期待をしています。地域セミナーへも2回の講師派遣をおこなっています。

これらの運動の中での特徴は、ひとつは大変幅広い層から過労死防止について参加をしていただくことができるということがあります。一昨年の11月20日の第1回のシンポジウムでは、これは準備会が主催したのでありますが、大阪労働局からは当然、後援をいただきますし、壇上に労働局ふくめて大阪の労働3団体、これは初めてのことだということですが、一堂に会して挨拶をするというので大変評価をされました。あるいは昨年の12月9日は、厚生労働省主催のシンポジウムでありますが、企画案含めて、私たち過労死防止大阪センターが関わっていくわけであります。で、いつもはだいたい6時半ぐらいからシンポジウムをやるのですが、昼間の2時からやって企業関係者が99名参加しました。これは今までの過労死防止の運動ではなかったことであります。たかが99名と言われるかわかり

ませんが、仕事として過労死防止の話を聞きに来るわけでありますから、これは運動としては画期的なことだというふうに思います。先月の4月15日の総会・シンポジウムは、ワタミ事件の和解の内容で、昨日、分科会で報告のあった玉木先生と、主体的に闘った東部労組の須田書記長のお話であります。これも大阪労働局から後援いただきました。また4月に総会をおこないましたが、連合大阪が幹事として参加をいただくことになりました。大阪全労協は既に参加を昨年からいただいていますので、あと大阪労連が参加すれば、労働3団体がこの防止センターに参加することになります。連合は9,000の労働組合で過労死ゼロ宣言をしています。宣言すればいいというものではないですので、80時間を超える36協定なんて、当然無くすべきです。当たり前ですよね。私はそういうものも取り組めるのではないかと期待をしています。最初に申し上げたように、大変いろんなところから運動に参加をいただいています。兵庫みたいに経営者の方にお話を伺うとまではまだなっていないので、ぜひ今年の11月には追求したいと思っています。行政・労働団体・市民・企業を含めて、過労死防止のための取り組みが、これから大きく前進するのではないかというふうに期待しています。

もうひとつの確信は、今日も西垣さんのお話をお聞きしましたが、何回聞いても遺族の みなさんお話は涙が出てきます。これらのシンポジウム、あるいはいろんなところで、す べては過労死防止法がそうであったように、遺族の方がどこまでいっても悲しみを癒やせ ることはないけれども、「何としても過労死を無くしたい…」という話が合意を作っていく と思うんですね。過労死はあってはならないという合意です。そういう意味では私はこう いう啓発の場が、あるいは過労死白書も出るというように聞いていますし、ちょうど統計 も出ています。そういうところで日本における過労死の実態というのは、今まで明らかに なってきていなかったわけですから、明らかになっていく中で、私は「日本に過労死があ ってはならない…」という全体の合意ができていくというように思います。それが昨日の フランスでは別の問題があるというふうに聞きましたが、日本では何より長時間労働を無 くすというのが第一義であります。フランスの問題は次の問題です。いや、もちろん過労 自死の問題がありますから、当然、注視する必要はありますが、その前にやはりフランス・ ドイツよりも 1.5 倍働いて、向こうのほうが 1.5 倍労働生産性が高いわけですから、日本人 は長時間働くことはいいことだと、それは企業とか社会のため、日本経済のためになるん だということを変える必要があります。私も長い間、労働運動をやってきて、職場では「長 時間働くことはいいことで、その人は頑張ってる人!」という意識がなかなか抜けないん ですね。でもこれは過労死防止法の成立によって変えていける条件が出来てきた。当然あ るというように思っています。

その意味で繰り返しになりますが、過労死を無くすということはですね、残業の上限規制を作り、インターバル規制を作り、休暇の取得を推進するというような法律を作っていくことが、日本のこの最悪と言っていいぐらいの長時間労働を変えていく大きな転機になるだろうと、それが展望だろうというふうに思っています。そういう意味では、どこまで

いっても、ご遺族の皆さんの訴えの中でそういうことが進んでいくということについては、これからもぜひ一緒に取り組んでいきたいというように思っています。本当に、作ったときには罰則も無いし、何の規制も無いし、少し目標はありますが、理念法だという人がいましたが、私はそんなことはない、本当に素晴らしい法律を作っていただいたと今でも思っています。大阪の過労死防止センターとして、本当に1日も早く大阪、あるいは日本から過労死を無くすために取り組んでいきたいというふうに思います。これからもぜひよろしくお願いいたします。

## <追記>

日本における長時間労働をなくしていくためには、日本人の中にある「長時間働くことはいいことで、それが日本経済を支え発展させてきた…」という考えを変える必要があります。その思想は世界的に見て時代遅れであり、多くの人を死に追いやり、健康を損なわせ、日本経済の活力を奪っていくことを明らかにしていくことが大切です。それは労働生産性がドイツ、フランスの方が 1.5 倍高いことだけをみても明らかです。

今の日本では、名ばかり管理職、裁量労働制、残業代込みの求人詐欺で、少なくない企業が残業代を支払わずに労働者を長時間労働に追いやっています。わたしが 42 年間働いた損害保険会社でみても、時間をコストと考えず、多くの労働時間をムダな会議や報告に費やしています。時間という分母をなくせば生産性を測る物差しはなくなります。経営者・管理職は時間を気にせずに成果だけを追求して、本来の職務である生産性の追求を放棄することになります。結果として乱暴な成果の追求、パワハラ管理職を増やすだけです。またそのことが多くの若者を死に追いやることになります。

わたしは、過労死防止運動の前進で「過労死はあってはならない…」という国民的合意 形成が、日本における「長時間労働はいいことだ・・・」という考えを転換させる力にも なると確信しています。